

自筆証書遺言書保管制度についてわかりやすい参考資料を探していたところ『法務省民事局作成の遺言書保管申請ガイドブック』にあたりました。自筆証書遺言を法務局に保管するまでの流れをわかりやすく解説していました。今号でそれを紹介します。詳しい内容は次のアドレスです。

https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/guidebook_r7.pdf

是非、一度アクセスしてみてください



自筆証書遺言書保管制度とはどんな制度ですか？



自分で書いた遺言書(自筆証書遺言)を法務局で公式に、安全に、保管してもらえる制度です。一言でいうと「なくなる・改ざんされない・すぐ見つかる」が自筆証書遺言書保管制度です。自筆証書遺言を法務局に保管することで改ざんや紛失を防ぎ、確実に自分の財産と意思を伝えることができます。人生の最終回に自筆証書遺言を間違いなく残せるのが自筆証書遺言書保管制度です。



自筆証書遺言書保管制度のメリットは？



自筆証書遺言には、一人で作成でき、手軽で自由度が高いというメリットがあります。しかし、自筆証書遺言による遺言書は、自宅などで保管されることが多かったことから、紛失・改ざん・破棄・隠匿のおそれ、遺言書の形式不備で遺言内容が無効になるおそれ、相続人に遺言書の存在が知られないまま遺産分割がされるおそれがありました。これらの問題点に対し、公的機関(法務局)で自筆証書遺言を保管する自筆証書遺言書保管制度を利用することで法務局が厳重に保管することから紛失・改ざん等のおそれなくなります。法務局職員が遺言書に方式不備がないか確認しますから遺言内容が無効になるおそれなくなります。相続開始後、法務局に遺言書が保管されている旨を相続人等に通知するので相続人が間違いなく遺産分割できるようになります。通常の遺言は、亡くなった後に家庭裁判所で検認手続きが必要ですが、この制度なら検認手続きが省かれますから遺言の手続きが早くできます。



- メリット
- ①保管手数料3,900円
 - ②形式的な不備がないか確認してくれる。
 - ③死亡後に遺言書を保管していることを通知してくれる。



自筆証書遺言を作成する



民法第968条の概要

- ①遺言書の全文、日付、氏名を自書し、押印
- ②自書ではない財産目録を添付する場合は、その全てのページに署名押印
- ③書き間違っただけの訂正などは、その場所が分かるように示した上で、訂正又は追加した旨を付記して署名し、訂正又は追加した箇所に押印



制度上決められた様式

- ①A4サイズ
- ②上側5ミリメートル以上、下側10ミリメートル以上、左側20ミリメートル以上、右側5ミリメートル以上の余白を確保する
- ③片面のみに記載
- ④各ページにページ番号を記載
- ⑤複数ページでも、とじ合わせない

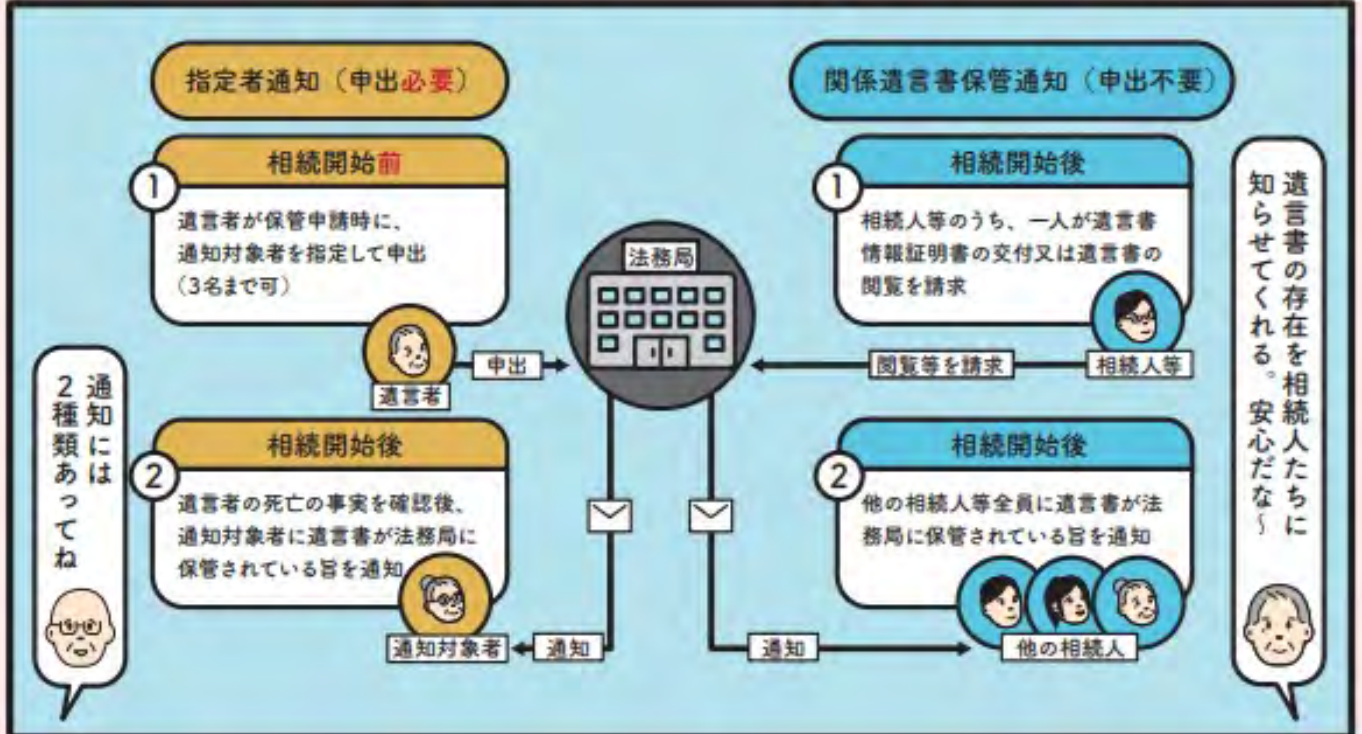
さらに、遺言書の四隅に余白が必要であるなど、制度上決められた様式で作成されている必要があるよ。



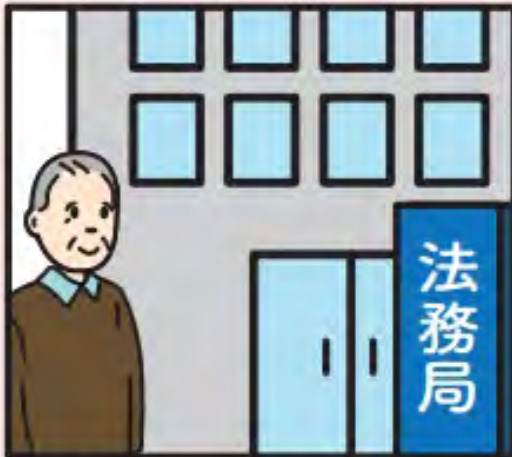


管轄

- ① 遺言者の住所地
- ② 遺言者の本籍地
- ③ 遺言者が所有する不動産の所在地







保管証は、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載されたものです。

遺言書を法務局に預けていることをご家族にお伝えになる場合には、保管証を利用されると便利です。再発行できないので、大切に保管してくださいね。

POINT!

ありがとうございます。

